

伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第32号

伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第33号

伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第34号

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。